

# FAQ

## PCA: Product Commercialization Alliance

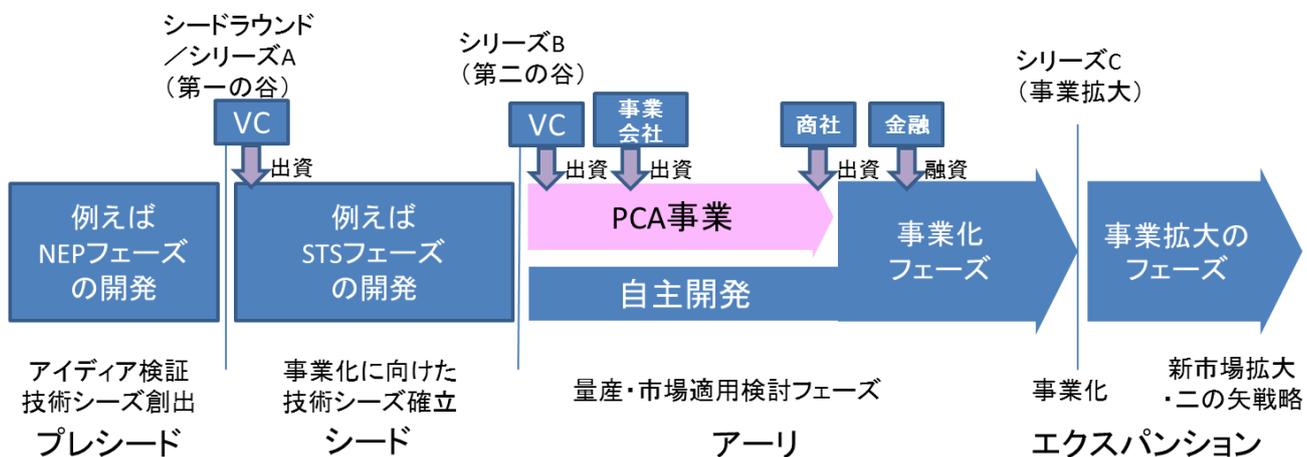
### I PCA 事業の目的

Q1. PCA 事業で助成対象としているのは、どのようなフェーズにあるスタートアップですか。

A1. 提案時から概ね3年後までに事業化による継続的な売上が見込める事業計画と、確度の高い資金調達計画、それらを達成するための体制(社内体制・外部連携体制等)を有しており、かつ事業化を達成するために助成金の必要性の高い企業を支援することを目的とした制度です。

例えば、技術、顧客、資金等については一定程度目処がついているが、本助成金が呼び水となって資金調達を確保や連携体制の強化が図られることで、事業化に向けた最終的な開発が加速され、事業化が3年後までに成功するようなフェーズにあるスタートアップを想定しております。

図 本制度の対象フェーズイメージ



Q2. 事業化の確度が高いと説明するには、どのような点に留意すべきですか。

A2. 綿密な事業計画であること、またそれを実現するための事業のステークホルダー(連携事業会社、VC など)との調整状況を確認するための関心表明書や出資意向書の提出が非常に有効です。(関心表明書は一般的にデューデリジェンスの際に行われるステークホルダーへのインタビューの代用(リファレンス)になる重要な資料です。)

Q3. 連携先である事業会社からの関心表明書の差出人は連携事業の責任者であることが必要ですか。

A3. 事業会社の担当部門責任者(例えば担当役員など、決定権者を想定。)でお願いします。前述の A2 に記載した通り、関心表明書は一般的にデューデリジェンスの際に行われるステークホルダーへのインタビューの代用(リファレンス)になる重要な資料です。差出人の役職等も評価の重要なポイントになります。

Q4. 関心表明書で示す関心の対象について、本助成事業のみを対象とした関心表明が必要なのか、それとも助成事業終了後の事業化に係る部分も含んだ形での関心表明が必要なのか。

A4. 本事業は提案時から概ね3年後までに事業化による継続的な売上が見込める事業計画を有する者を支援する観点があることから、後者の「助成事業終了後の事業化に係る部分も含んだ形での関心表明」を期待します。関心表明書は連携先との関係性や事業化までの事業計画を見る上で重要な資料となります。

Q5. 関心表明書に関して、事業会社からNEDOに直接問い合わせをすることは可能ですか。

A5. 可能です。

Q6. 公募要領等に「概ね3年で事業化できる」ということが繰り返し記載されていますが、ディープテックでは事業化までに時間を要するのではないのでしょうか。

A6. 本事業は、事業会社との連携、資金調達などが進んでおり、3年で事業化に至ることができるフェーズにいるスタートアップを支援することを目的としています。NEDOでは創業、シード期から事業化にいたるまで様々な支援制度を実施しておりますので、自社のフェーズにあった支援制度をご活用ください。

Q7. AIを用いたITサービスを開発していますが、支援対象になりますか？

A7. 具体的技術シーズであって、技術開発要素があることが想定される必要があります。スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とします。なお、AIの開発を開発目標にする場合は、少なくともAI技術者が社内において、AIを用いて自社でどのような問題解決を行うのかなど問われる可能性があります。

## II. 助成事業への提案関係

### 1. PCA事業の提案に関して

Q8. 以前に出資をうけていたが、既にお買取済みの場合、公募予告前のVC出資の要件(公募要領P6、3.(1)①)を満たすことはできますか？

A8. 満たすことはできません。会社概要(添付資料1)の1.(3)資本金及び主たる株主のVC投資実績表、および追加資料16の応募時点の株主名簿において、VC出資を確認できることが必要です。

Q9. 事業会社からの出資を受けることを予定していますが、その場合、一時的にシェアが 20%を超えてしまうが、要件外となるのでしょうか？

A9. 20%を超えても、連結対象外である旨の出資元発行の確証があれば要件外にはなりません。その場合、出資元事業会社の出資責任部門の責任者の承認(角印)が必要です。別途事前にNEDOに連絡し、その手順に従ってください。

Q10. 事後的に、資本金と従業員数が共に中小企業であることの条件から外れる場合、また提案時には、大企業やみなし大企業に該当しなかったが、採択後に該当した場合はどうなりますか？

A10. 条件から外れた時点でNEDO 助成事業は中止となります。その時点までの実績報告書を作成頂き、確定検査を行った後、確定した経費に対するお支払いを行います。

Q11. 本事業による助成を受けようとする提案者が、既に別の公的資金を原資とする助成事業に採択されています。この場合、重ねて提案できますか？

A11. 提案することはできますが、事業の目的、内容が同一であると認められる案件は、重複して助成を受けることはできません。

なお、NEDO 事業における重複受給は排除しております(公募要領 9.禁止事項及び不正防止について 参照)。

Q12. 英語版の提案書はありますか？

A12. 英語版の提案書の用意はありません。公募要領 p10「6.(1) 提案に関する注意」に記載があるとおり、提案書は日本語で作成してください。

Q13. 情報項目ファイル(エクセル)は何に必要なのでしょうか？

A13. NEDO で作成するプロジェクトマネジメントシステムの元データとなります。

提案書の記載内容と違う場合が散見され、トラブルの原因になりますので、提案書の最終版から転記頂くか、記載内容に間違いがないことを確認してからご提出ください。

Q14. チェックリストに電子ファイルの提出が求められていますが、何の目的ですか？

A14. 電子ファイルは、書面審査の閲覧に用いられます。

I. 応募時提出物に係るチェックリストの「2. 助成金交付申請に係る提案書の写し」の資料を順番に1つの PDF ファイル形式にまとめて作成してください。詳細は、「提案書作成にあたって」の「IV. CD-Rへの格納データに係るチェックリスト」を御確認ください。

Q15. チェックリストⅡの2つ目で「出資意向書(追加資料7)もしくは出資に関する報告書(追加資料8)」とありますが、どちらかの資料の提出は必須ですか？

A15. 必須ではなく任意ですが、審査上重視するので提出を勧めます。原則の提出期限は公募締切日ですが、6月22日(月)正午のNEDO 必着までの猶予を認めます。郵送又は特定親書便で

提出して下さい。

Q16. 追加資料1の3. キーワードは、何のために必要ですか？

A16. このキーワードを基に、1次書面審査で審査を依頼する専門家を割り当てます。従って、キーワードが不正確な場合、貴社の技術／事業評価が適切に実施されない可能性が有ります。キーワードを入れる表に貴社の技術／事業に最も近いキーワードから順に出来るだけ多くのワードを記載して下さい。

## 2. PCA 助成に関して

Q17. 連携先の事業会社から出向を受け入れた場合の人員の労務費は計上できますか？

A17. 連携先の事業会社から出向を受け入れた人員については、研究員登録はできますが、労務費を計上することはできません。(公募要領 p13「8. (1) II 労務費(※)」)

Q18. 交付決定者に対して NEDO からの助成金はいつ支払われますか？

A18. 助成金は原則として、実際に助成事業に要した経費の支払い確認後の後払いになります。具体的には、年度毎に当該年度の支出が適正な対象経費であったかや、金額の妥当性について NEDO が検査を行い、助成額を確定した後に支払いを行います。但し、事業の進捗に応じて概算払を行うこともできます(原則年 4 回)。概算払の詳細については、事業開始後のマニュアルをご参照頂くか、別途、NEDO にお問い合わせください。

Q19. 現在社員に給与を払っていませんが、NEDO の助成金が得られた場合にそこから給与を出すことは出来ますか？

A19. 本助成金は給与支給を支援するものではありません。また、助成金はあくまで対象経費の実支出に対し、その一部を負担するものです。労務費は対象経費ですが、労務費としての支出が発生しなければ対象とはできません。

Q20. 出勤時間×想定される専従率で労務費を求めてもいいですか？

A20. いいえ。本助成事業では健保等級等から算定される労務費の時間単価から NEDO の事業に直接作業を行った時間分だけが労務費として計上可能です。計上された労務費の助成対象費用に助成率を乗じた分を NEDO が助成します。

Q21. 労務費に計上できるのは NEDO の事業に直接作業を行った時間分とありますが、具体的にはどのような作業ですか？

A21. 提案書の事業化実施計画書(添付資料2)に記載された、各目標を達成するための実験や調査などの具体的な作業のことを言います。社内連絡や受発注行為(伝票の整理)、社長であれば社長としての業務時間は NEDO 事業を遂行する上での間接業務と見なされ、労務費の計上は認

められません。

Q22. 他の民間企業と外注委託契約、共同開発契約、研究委託契約を結んで試作をしたいのですが、可能でしょうか？

A22. “外注”とは、仕様書に則って作業を進めれば納品物が生成されるものを指し、発注先に研究要素が無いことが求められます。本制度では“委託”は研究要素が有る場合に使います。

上記、外注委託契約、共同開発契約、研究委託契約を締結するものは研究要素が有ると見なされ、計上が認められません。ただし、NEDO に計上せず、自社の資金で進めて頂く分には問題ありません。

発注後のトラブルを防ぐため、発注前に NEDO 担当者が事前確認させていただきます。

提案書の研究体制に共同研究先企業を記入する場合は上記の点を特にご注意ください。

不明な場合は提案前に NEDO にお問い合わせください。

Q23. 他の民間企業からPCA開発テーマについて研究を受託してもよいですか？

A23. PCAで実施する開発内容と民間企業から受託する開発内容が重複する場合等、費用計上が認められない場合があります。懸念がある場合はNEDOにご相談ください。

Q24. 特許出願費は、助成対象として認められますか？

A24. 特許出願費は、助成対象としては認められません。

Q25. 出願した特許の帰属はどちらになりますか？

A25. 本助成事業の場合、権利の帰属は事業者になります。

Q26. 共同研究費は助成対象費用となりますか？

A26. 橋渡し研究機関との共同研究費は助成対象費用となります。ただし、交付決定日から30日以内の共同研究契約の締結、および NEDO への契約書写しの提示が必要です。

Q27. 今回量産技術開発をテーマに PCA 提案を行いますが、既に従来技術で作られたサンプルをパイプライン候補に有償で提供していますが、本 PCA 事業に応募できますか？

A27. 応募可能です。従来技術で作られたサンプルは本 PCA 事業の成果が含まれませんので、当該事業成果が用いたサンプルでなければ、事業の技術で作ら期間中も出荷可能です。本事業成果となる技術を含むサンプルについては、下記公募要領 p12 の記載に従ってください。

「※事業期間中におけるサンプル出荷等（出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの）を行うことは可能です。ただし、有償で行う場合は、その収入額を助成対

象費用から控除します。」

### 3. PCA 終了事業者の収益納付に関して

Q28. PCA 終了事業者が収益納付すべき期間は何年間ですか？

A28. 助成事業の完了年度の翌年度以降5年間とします。

Q29. PCA 終了事業者が収益納付すべき対象は何ですか？特許ライセンスや特許売却による収益も含みますか？受託研究やサンプル出荷による収益も含みますか？

A29. 対象は当該事業成果が活用された事業により得た利益(産業財産権等によるものを含む)であり、特許ライセンスや特許売却による収益を含みます。また、受託研究やサンプル出荷による収益も含みます。

Q30. 収益納付は税法上どう扱われますか？

A30. 本件は、御社の決算に関わることで、会計士等と相談して決定してください。

### 4. e-Rad に関して

Q31. 調査研究のメンバー等はe-Rad の登録が必要ですか？

A31. e-Rad には、研究代表者1名が主任研究員として登録されていれば OK です。

一方、調査研究を行うメンバーは、他の研究員と同様に研究目標に相応の調査研究の目標を立て事業化実施計画書の目標項目に記載した上で、その調査研究を行う研究員として「(添付資料2)の事業化実施計画書の「IV. 1. (1) 研究開発体制図」の図の中に、名前、役割等を記載し、また、「別紙2 項目別明細表」の労務費に計上しておく必要があります。不明な点は、NEDO に直接お問い合わせください。

Q32. e-Rad の登録は研究員だけで良いですか？ 会社の登録も必要ですか？

A32. 所属機関の所属研究機関コード、及び主任研究者(研究代表者)の研究者番号の両方が必要です。

もし、これから会社設立するなど、所属機関の登録をされていない場合は、所属研究機関の登録から行ってください。その後研究代表者の研究者登録を行い、最後に「応募内容提案書」を出力し、本公募の提出書類としてください。

尚、所属機関コード、主任研究者の研究者番号は「情報項目ファイル」(Excel ファイル)に必ず記載してください。

### Ⅲ. 認定 VC について

Q33. 既に出資を受けている、あるいは受ける予定の VC が認定 VC かどうかを確認するにはどうすればいいですか。もし認定 VC ではない場合は、どうすれば認定してもらえますか？

A33. 認定のためには、その VC 自身が「研究開発型ベンチャー支援事業に関するベンチャーキャピタル等の認定」に係る公募(以後、認定 VC 公募と略称)へ応募し、審査の上で NEDO から認定を受ける必要があります。

そのため、認定 VC かどうかを確認するためには、VC へ公募年度の認定 VC 公募結果を問い合わせるか、あるいは公募年度の認定 VC 一覧に係る情報を PCA 公募サイトから確認してください。

なお、PCA 公募と認定 VC 公募の時期の関係は下図のとおりであり、公募年度の認定 VC 公募は受付を終了しております。よって、もし PCA 提案時点で公募年度の認定 VC 公募へ未応募であれば、直近の PCA 審査において認定 VC として優遇を受けることはできません。

	N-1年度	N年度
PCA 公募		←————→
認定 VC 公募	←————→ N年度用 公募	△ 認定 VC 一覧 発表 ←-----→ N+1年度用公募? ※開催有無 と時期未定

Q34. 既に出資を受けている、あるいは受ける予定の VC が認定 VC なので、認定 VC 番号を提案書へ記入したいが、認定 VC 番号を知るにはどうすればいいですか。

A34. 認定 VC へ問い合わせてください。なお、提案時の提案者と認定 VC 両者の提案の意思を確認するため、たとえ問い合わせを受けても NEDO からは認定 VC 番号をお伝えしません。

### Ⅳ. 橋渡し研究機関との共同研究について

Q35. 提案テーマにおいて研究機関と共同研究を実施し、その共同研究費の計上を検討中だが、その研究機関が橋渡し研究機関かどうかを確認するにはどうすればいいですか。もし橋渡し研究機関ではない場合は、どうすれば橋渡し研究機関になってもらえますか？

A35. 橋渡し研究機関となるためには、その研究機関自身が「橋渡し研究機関の確認申請」に係る公募(以後、確認申請公募と略称)へ応募し、審査の上で NEDO から要件への該当の確認を受ける必要があります。また、毎年 of 更新手続きによって要件への該当確認を継続する必要があります。

そのため、橋渡し研究機関かどうかを確認するためには、研究機関へ公募年度の橋渡し研究機関の資格有無を問い合わせるか、あるいは公募年度の橋渡し研究機関一覧を NEDO ウェブサイト(例:PCA 公募サイト)へ掲載しますので、そちらを確認してください。

なお、PCA 公募と確認申請公募の時期の関係は下図のとおりであり、本事業で共同研究費を計上するためには、提案時に橋渡し研究機関として確認されている、または確認される見込みが必要です。よって、共同研究費を計上する提案書の提出時に、共同研究等先となる公的研究機関、大学又は高専が「橋渡し研究機関」として確認を受けていない場合には、提案書の提出と同時に、共

同研究等先となる公的研究機関、大学又は高専から「橋渡し研究機関」の確認申請を提出して下さい(以下「同時申請」という。)。なお、同時申請により「橋渡し研究機関」の確認申請を行う場合に、共同研究等先となる公的研究機関、大学又は高専が「橋渡し研究機関」と確認されなかった際には、共同研究費を計上する要件が満たされず、計上不可となることをご承知おき下さい。詳細は、「『橋渡し研究機関』の確認申請要領」をご確認下さい。

	N-1年度	N年度
PCA 公募		←————→
確認申請公募	←————→ 新規申請受付	←————→ N年度用 更新のための審査
		←————→ 新規申請受付
		←-----→ N+1年度用 更新のための審査 ※開催有無と時期未定

Q36. 提案テーマにおいて共同研究を予定している研究機関が橋渡し研究機関であり、その共同研究費を計上するため、確認番号を提案書へ記入したいが、確認番号を知るにはどうすればいいですか。

A36. 橋渡し研究機関へ問い合わせてください。なお、提案時の提案者と橋渡し研究機関の両者の提案意思を確認するため、たとえ問い合わせを受けても NEDO からは確認番号をお伝えしません。

以上